

| | |
|------------------|---|
| Title | 國際連合と國際平和 |
| Sub Title | The united nations and world peace |
| Author | 前原, 光雄(Maehara, Mitsuo) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1954 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.27, No.1 (1954. 1) ,p.1- 21 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19540115-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

國際連合と國際平和

前 原 光 雄

一、はしがき

二、平和機構としての國際連合

三、國際連合の平和的機能

四、結 語

一 は し が き

國際連合の主要な目的の一つが國際平和及び安全の維持にあることは憲章の規定によつて明かである(第一條)。この目的を實現するために、國際連合は三つの主要な機關をもつてゐる。總會、安全保障理事會及び國際司法裁判所がこれである。この外に、地域協定による地域的機關も國際平和及び安全の維持のために活動するが、地域的機關は國際連合それ自體の機關ではない。しかし、この地域的機關は、國際連合と全く獨立して存在するものでなく、國際連合と連結された機關である(第五二條、五三條)。この意味において、地域協定による地域的な平和維持秩序は國際連合という一般的秩序の部分的秩序を成しているといえる。しかし、ここでは地域機關による行動はこれを暫く措き、國際連合それ自身の機關による平和維持のみに對象として考察する。その中でも、國際司法裁判所は、國際紛争中の法律的紛争の解決機關として別稿に譲ることにす

る。従つて、ここでは、先ず、國際連合は憲章の規定から觀て、國際平和の實現といかに結ばれているかの問題を検討する。これは國際連合を機構の點から觀ることである。次に、この機構が實際上、いかに現實の問題を處理したかを検討する。これは國際連合の機能の問題である。一定の機構は、それを實際に適用した場合に、所期の目的を實現するとは限らない。この意味において、機構はその發揮する機能を考慮することによつて、その價值が判斷されねばならない。國際連合の目的を實現するためには、現在の機構で充分であるか否か。即ち、國際連合なる機構は、國際平和實現のために充分な機能を發揮するか否かを知るためには、國際連合がその創立から現在に至るまでの間に發揮した機能が検討せられねばならない。機能の検討の結果、それはその機構の目的とするところを充分實現できないとすれば、われわれは振り返つて、機構それ自身に缺陷があるか、或いは機構の運用に不充分なる點があるかを反省せねばならぬ。このような意味において、本稿では、第一に先ず國際連合が國際平和の維持機構であるか否かを考察し、第二に、この機構が現實に目的實現のために、いかなる機能を發揮したかを觀、第三に、國際連合の現實の機能の點から觀て、機構が國際平和を實現する機構としていかにあるべきか等につき考察することを目的とする。

二、平和機構としての國際連合

國際連合は一つの平和維持機構であるか、それとも、それは單なる討議機構に過ぎないであらうか。この點を決定するものは國際連合憲章の規定である。

憲章第一條は國際連合の目的が「國際平和及び安全を維持すること」を掲げ、この目的を達するために、平和に對する脅威の防止及び除去と侵略行爲又は他の平和破壊の鎮壓とのために有效な集團的措置を執ること、並びに平和を破壊するに至るの虞ある國際的の紛争又は事態の調整又は解決を平和手段により、且つ正義と國際法との原則に従つて實現することを規定

する。即ち國際連合が平和及び安全を維持するには、第一に、未だ平和は破壊されず又平和に對する脅威となつていないがやがては平和が破壊されるかも知れないような國際紛争又は事態を、平和的な手段によつて正義と國際法に基いて調整又は解決すること、第二に、平和が脅威せられ又は破壊せられた場合に、その脅威を除去し平和破壊行爲を鎮壓するために集團的措施を執ることである。平和維持機構としての國際連合が存するに拘らず、現實に平和が破壊せられることは、平和機構としては失敗といえるが、實際上豫期し得ない侵略行爲が行われることは避け難いところであるから、平和の破壊があつた場合に、これを平和状態に回復することも平和維持機構としての國際連合の當然の任務であるといふべきである。

右のような意味での平和維持の目的のために、寄與する國際連合の機關としては、總會、安全保障理事會、國際司法裁判所がその主なるものである。主なるものといふのは、事務總長も「國際平和及び安全の維持を脅かすと認める事項について、安全保障理事會の注意を促すことができる」からである(第九九條)。この外、憲章第八章の規定に従つて、地域的機關が設置せられた場合に、この地域的機關も平和維持のために寄與するわけであるが、これについては別に述べることにする。

憲章の規定によれば、總會が平和と安全の維持のために行動する範圍は極めて廣い。第一に、特定の紛争又は事態が存しない場合においても、平和の維持に貢獻すると考えられる活動を行うことができる。例えば、軍備の縮小及び軍備の規制を律する原則を審議(consider)して、これらの原則について、加盟國もしくは安全保障理事會に對し又はこの兩者に對して勧告をする如きはそれである(第二一條)。第二に、第三五條の規定により、加盟國からの提訴による國際平和及び安全の維持を危くするような紛争又は事態、及び非加盟國よりの自國の紛争に關する提訴があつた場合に、これを討議(discuss)し、關係國もしくは安全保障理事會に對し、又はこの兩者に對して勧告することになつてゐる(第一一條二項)。第三に、國際平和及び安全を危くする虞ある事態について安全保障理事會の注意を促すことができる(第一一條三項)。第四に、諸國間の友好

關係を害する虞があると認める事態を、その起因にかわりなく、平和的に調整するため措置を勧告することができる（第一四條）。

以上のように、總會は憲章の規定によつて多方面に互つて平和維持のために活動するが、これを要約すると、總會が平和維持のためにとる手段は審議（討議）と勧告である。⁽¹⁾ 審議は總會自體の活動であるが、勧告は總會が他の主體に對する意思表示で、關係國又は理事會に對して行われる。總會の行う勧告の限界については憲章は何等規定しない。従つて、仲介の性質をもつものも、又調停の性質の勧告をも行い得るわけである。いずれの場合においても、勧告は法的拘束力をもつものではないから、勧告をうけたものが、その勧告を受諾するか否かは法的には自由である。この點から考えて、總會は審議の方法によつて、間接に平和維持に貢獻するが、平和を危くするような紛争又は事態に對しては専ら勧告の方法によつて平和を維持しようとする。そしてこの勧告は仲介又は調停の形をとるといふことができる。

次に理事會についてであるが、理事會が國際平和及び安全の維持についての主要な責任を負う機關であることはいふまでもない（第二四條一項）。第六章の紛争の平和的解決において、理事會が執る解決方法は勧告又は要請である。要請（call upon）は勧告より強い意思の表現であるが、決定（decide）の如く當事國も拘束するものではない。

國際平和及び安全を危くするような紛争が存する場合に、これが安全保障理事會の討議に付されるには、次のような方法による。第一に、當事國が第三三條の平和的解決に失敗し、第三七條第一項により付託する場合、第二に、加盟國又は非加盟國が安全保障理事會の注意を促した場合（第三五條、第三に、理事會自身が或紛争が國際平和及び安全を危くすると認められた場合、第四に、總ての紛争當事國の合意による付託の場合である（第三八條）。これらの場合において、理事會が紛争解決のために執る手段は勧告である。その勧告の内容は、紛争を調整する手續と方法を勧告する場合もあるし（第三六條）、又紛争の解決條件を勧告する場合もある（第三七條二項）。

國際平和及び安全を危くするような事態が存在する場合には、第一に、加盟國が安全保障理事會の注意を促すこと（第三五條一項）、第二に理事會自身がこれを取り上げること（第三四條、第三六條）、の二個の方法が規定されている。従つて、國際平和を危くするような事態が存在しても、當事國の合意で、これを理事會の審議に付すことはできないし、非加盟國はこの事態について安全保障理事會の注意を促すことはできない。事態は紛争にまで發展しない國家間の關係であるから、これが紛争の形をとることになれば、前述した四個の方法で安全保障理事會が介入するし、事態に對しても、安全保障理事會が自發的にこれを審議し、又加盟國が安全保障理事會の注意を促す方法が認められているから、事態に對する憲章のこの規定のために國際平和や安全が破壊せられる危険が大きいとは考えられない。

紛争の平和的解決に關する第六章の規定が甚だ不明確であることは一般に指摘せられるところである。⁽²⁾ 第三三條及び第三七條によれば、第一に當事國が平和的解決の手段を講じ、それで成功しなかつた紛争が安全保障理事會に付託せられることになるのであるが、第三五條一項では、いつでも紛争や事態について安全保障理事會の注意を促すことができることになっている。又第三三條や第三七條によれば、安全保障理事會に付託する紛争は、國際平和や安全を危くするような重大なものに限られているが、第三五條は紛争のみならず事態をも含み、事態については、國際平和や安全を危くするような事態であることを要するが、紛争については、いかなる紛争でもよいことになっている。第三三條や第三七條は安全保障理事會への「付託」であり、第三五條は總會や安全保障理事會の「注意を促す」のであるから、この區別が設けられたのであろうか。「注意を促す」場合には、事務總長宛又は安全保障理事會議長宛、總會の場合は總會議長宛に通告せられ、これによつて會議の假日程に加えられて、會議で討議せられることになるので、これは實質上は「付託」に外ならない。憲章第一一條二項は、第三五條第二項に従い總會に「付託」されたと規定していることを注目すべきである。

(1) 憲章は審議 (consider) と討議 (discuss) とのう文字を用ゐるが、この區別は既にダンバートン・オークスの提案の中に表れ

たものである。審議という方が討議よりもより包括的な意味をもつてゐるが、實際上憲章はこの二つの言葉を區別して取扱つていない。

勧告は討議の後にのみ行われるものでなく、審議の後にも行い得ることは、憲章、第一一條第一項、第一〇條、第一一條二項等を参照すれば明かである (Goodrich and Hambro, *Charter of the United Nations*, 1950, p. 164; Norman Bentwich, *A Commentary on the Charter of the United Nations*, 1951, p. 79.)

(c) Kelsen, *The Law of the United Nations*, p. 410 ff.

憲章第七章の規定によれば、平和に對する脅威、平和の破壊及び侵略行爲の場合には、安全保障理事會は先ず、このような平和に對する脅威や平和の破壊や侵略があるのか否かを決定し、これらの事實があると認めた場合に、安全保障理事會が執り得る手段は、(1) 勧告、(2) 暫定措置、(3) 強制措置である。第三九條に基く勧告は、平和に對する脅威、平和の破壊又は侵略行爲の存在を前提としてなされるものであるから、この勧告に従わない場合には、第一一條及び第二一條による強制措置が執られることを豫期しなければならぬ。勧告自體は法的拘束力はもたないが、既に平和に對する脅威、平和の破壊或いは侵略があると決定せられた以上、勧告が容れられない場合には、第二段の強制措置が執られる可能性は非常に強い。

暫定措置は事態の悪化を防ぐために、第三九條に規定された勧告をし又は措置を決定する前に、安全保障理事會が必要又は望ましいと認める暫定措置に従うように關係當事國に要請するものであるが(第四〇條)、この暫定措置の要請は理事會の決定であつて勧告ではない。従つて、第二五條の規定する、國際連合加盟國に對してのみならず、憲章の義務に服することを受諾した非加盟に對しても拘束力がある。インドネシア事件では、爾後敵對行爲を停止することを「要請」し、又前勧告を嚴密に守るよう「要請」している。そしてこの要請に従わない場合には、安全保障理事會は妥當な考慮を拂わねばならぬのであるから(第四〇條末段)、要請は單なる勧告ではない。

第三の強制措置は軍事的なるものも(第四二條)、非軍事的なるものも(第四一條)安全保障理事會が強制措置を決定すれば、加盟國はこの強制措置に参加する義務があることは、國際連合が國際連盟よりも平和機構として進歩した特徴とせられる。

殊に軍事的な強制措置を執ることを容易にするために、安全保障理事會の要求に基き加盟國が安全保障理事會との間に結ぶ特別協定で加盟國の供給する兵力の數及び種類、その出動準備程度及び一般的配置、並びに提供する便益及び援助の性質等を規定することになつてゐるが、實際上この協定は全く締結されてゐない實狀にあることは注目すべきことである。この安全保障理事會が國際平和及び安全の維持のために使用する兵力の使用計畫は軍事參謀委員會の援助を得て安全保障理事會が作成することになつてゐる（第四六條）。

以上略述したところで明かなように、國際連合憲章から平和維持機構として觀た國際連合は、平和的な方法としては仲介者又は調停者として總會又は理事會が活動し、強制的な方法として安全保障理事會の決議によつて、終局的には兵力による強制方法を執ることができるのであるから、憲章そのものの規定からは、國際連合は、平和維持の問題につき單に討議するものでなく、平和維持の機關であるといふことができる。尤も、國際連合が仲介又は調停の機能を行はざるに過ぎない場合は、國際連合は勸告的な機能を發揮するに過ぎず、關係國がこの勸告に服しない場合には、安全保障理事會は平和に對する脅威が存するとして強制行動に出る可能性があり、このために勸告が無視せられることなく、事實上勸告が當事國によつて受け容れられる事實は無視できないが、これは國際連合が一定の場合には強制行動を執り得ることを認められてゐるからである。國際連合が國際紛争の處理に當り、單に勸告を行ひ得るに止る限り、國際連合は討議機關であるに過ぎない。しかし、集團的に強制力を行はし得る方法が機構として認められてゐる限り、それは機構的には平和維持機構である。この機構が果して充分な機能を發揮し得るか否かは、機能の問題である。

三、國際連合の平和的機能

「總會及び理事會の取扱う問題は廣汎に亙り、殊に、總會は國際連合の目的とする凡ゆる問題を審議し得るものであるか

ら、總會及び理事會で現在に至るまで取扱われた問題は極めて多數であるが、ここでは平和維持の觀點から、總會及び理事會の取扱つた重要な問題のみを對象とし、これらの國際平和維持に關する諸題が總會と理事會で實際上いかに處理せられたかを検討することによつて、その機能を知ることができる。

(1) イラン問題

一九四六年一月二四日の總會へのイランの首席代表 S. H. Tajizadeh は國際連合の事務總長代理宛の書簡の中で、ソ連がイランの國內事項に干渉したために、國際紛争が発生するかも知れない事態が発生したことを述べ、憲章第三五條第一項の規定に基づき安全保障理事會の注意を促した。そこで安全保障理事會はイランの紛争を審議した。安全保障理事會の第二會期に、イランの代表が文書によつて明かにしたイランの立場は、第一に、ソ連は一九四二年のソ連、英國及びイランの三國條約を侵犯したこと、第二に、ソ連はこの紛争に關する交渉を拒否したことである。第一の點については、ソ連はイランの北部地方に嚴重な軍事的占領を行い、併せてイランの内政に干渉してイランの領域の不可侵を保障した前掲の條約第一條を侵犯した。次にソ連は、アゼルバイジャン (Azerbaijan) で暴動を煽動したり、同地域を平定するため編成されたイラン軍の通過を禁止することによつて、英ソ兩國がイランに約したところの不當に經濟生活を妨害したり、イラン法の適用を妨害しないことを約した前掲條約第二條及び第四條の侵犯であると主張した。

これに對し、ソ連の首席代表ヴィシンスキイ (Visinsky) は、ソ連の干渉を否定して、(a) ソ連とイラン間の交渉が行われて、この問題については一九四五年一月一日に交渉は妥結し、イランはこれに満足していること、(b) ソ連軍の存在はアゼルバイジャンの自治運動には何等關係がないこと、(c) 安全保障理事會によるイランの提訴の審議には反對であることを主張した。

安全保障理事會は全會一致でこの事件が第三回目の會合の議題とすること、憲章第三一條の規定に定める手續に従つて、

イランの代表から意見を聴くこと、に同意した。ソ連代表ヴィシンスキーは、ソ連とイランとの交渉を更に続けなければ紛議は解決されること、この可能性の残っている限り、憲章第三七條の下で事件を審議し得ないと信じ、この紛争の手続的な討議を行い實質的な討議をすることには反対した。理事會は一九四六年二月一日の決議で、イ・ソ兩國で商議を繼續すること、當事國は商議の結果を理事會に報告すること、にした。

一九四六年三月六日に安全保障理事會の第二五會期にこの問題は駐米イラン大使 Hussein Ala 氏の安全保障理事會への書簡によつて再び提出され、これに對し、理事會へのソ連代表グロムイコ (Gromyko) によつて反対意見が述べられ、問題は紛糾したが、五月二〇日の理事會の第四三回會合の時に、イランから理事會に二個の通牒が提出され、五月二〇日の通牒にはアゼルバイジャンを獨立して調査することは不可能であるとし、五月二一日のテヘランからの報告として手交されたものには、五月六日にソ連軍はアゼルバイジャンの地域から撤退したことが明らかになつたとしている。そこで、ヴァン・クレンフェンス (Van Kleeffens) 氏の動議により、安全保障理事會はイラン問題の討議を延期することにした (International Organization, 1947, p. 74—77)。

この事件は拒否権をもつソ連を相手方とする興味ある事件であるが、安全保障理事會が直接干與して解決したのではないが、仲介的な役割を果たしたものができ得るであろう。

(2) インドネシアの英軍撤退問題

一九四六年一月二一日ウクライナ首席代表マヌイルスキイ (Manuilsky) は安全保障理事會議長宛の書簡で、インドネシアにおける英軍駐屯は國際平和と安全の維持を脅かすものであるとして憲章第三四條に基く調査を要求した。この事件は大國英・ソを含むものであつて、ウクライナの代表は調査委員會の派遣を要求したが、英國とオランダはこれに反対し、エジプト代表の動議の提出もあつたが、結局理事會としては積極的な行動に出ず、この事件の終結を宣言した (International

Organization, 1947, p. 77—78)。

(3) シリア及びレバノン問題

總會へのレバノン代表フランギー (Frangie) 及びシリア代表クーリ (Khourri) は一九四六年二月四日付の事務總長宛の書簡で、英佛軍がシリア及びレバノンに駐屯することは主權の重大な侵害であり、重大な紛争を起す危険があると述べた。この問題は理事會の議題として取り上げられ、英佛代表は憲章第二七條三項の方法で理事會が決定するような紛争は存しないとし、實質的事項として決議を行う場合は棄權する旨を述べた。結局理事會は決議を成立させ得なかつた (International Organization, 1947, p. 79—80. 外務省調査局編「國際連合の歩み」二四五頁)。

(4) スペイン問題

一九四六年四月九日付の書簡でポーランド代表オスカル・ランゲ (Oscar Lange) は事務總長に、フランコ政府の行動は既に國際紛争の原因となり、國際平和と安全を脅かし、かつ憲章第二條六項は國際平和と安全の維持に必要な限り非加盟國の行爲も憲章の原則に従うよう確保しなければならぬと規定するから、ポーランドはスペイン問題が第三四條及び第三五條の下で議事日程に入られることを求めた。理事會で審議の結果、オーストラリアの提案により、オーストラリア、ブラジル、中國、フランス及びポーランドの五カ國から成る事實調査委員會が設けられた。委員會でもポーランドは強硬措置を主張し、ブラジルはこの問題は國內事項であると考へた。委員會は十九回會合を開き五月三十一日に報告書を出し、六月六日に理事會の議事にかげられた。委員會は(1)フランコ制度は第三九條の下における平和への脅威とはならない——それ故に理事會は第四〇條又は第四二條の強制措置を執ることはできない——しかし、この制度は「國際平和及び安全に對する可能的脅威 potential menace」である。かくて、第三四條の意味における平和及び安全の維持を危くする虞のある事態である。

(2) それ故に、安全保障理事會は第三六條一項により、この事態を改善するために、適當な調整手續又は方法を勧告する權限

がある。それ故に、委員會は次のことを勧告する、(a)一九四六年三月四日の米・英・佛の宣言における原則を理事會が保障すること、(b)スペインにおける制度が撤廢され、政治的自由が完全に満足されなければ國際連合加盟國と外交關係は斷絶することを勧告する決議を總會が通過することを勧告して、證據と報告書を總會に移送すること、(c)事務總長はこれ等の勧告は全連合國に通告すること。この報告書は六月一九日に表決に付されたが、ソ連の代表は強硬措置を主張して譲らず、拒否権を行使したため採擇せられなかつた。ついで、この問題を理事會の議題としながら總會の審議を認める案がイギリス及びオーストラリア代表から提出されたが、ソ連・ポーランドがこれに反對し、この問題の總會付託が手續事項であるか否かの表決が行われたが、これにもソ連が拒否権を發動さして決議が成立しなかつた。

その後ポーランド代表は、一月二日の理事會でこの問題を議題から削除することを提案し、全會一致でこれが可決されたので、この問題は總會で審議せられた。一九四六年一月二日に總會は、スペインから各國大公使を引揚げることを警告した。更に第二回の定期總會で、安全保障理事會がこの問題について憲章によつて與えられた義務を遂行することを確信するとの決議を採擇したので、一九四八年六月二五日の理事會で、この問題を理事會の議題とするか否かが審議せられたが、否決せられた (*International Organization, 1947, p. 81—82*)。

(5) ギリシア問題

一九四六年一月二日附の書簡でソ連の代表は憲章第三五條の規定により、ギリシアに引續き英軍が在ることは同國の國內問題に對する干渉であり、且つ平和と安全の維持を危くするような緊迫状態の原因となつてゐることを主張して、ギリシアにおける事態について安全保障理事會の注意を促した。これに對し英國は英軍のギリシア駐屯はギリシアとの協定に基くものであつて、ギリシアが英軍の撤退を望むならば、英國は撤兵する旨を述べ、ギリシア代表も自國の國內問題に對し干渉が行われた事實はないと述べた。この問題は審議の結果、一九四六年二月六日の理事會議長の聲明で打切られた。

一九四六年八月二四日にウクライナの外務大臣は安全保障理事會への電報で再びギリシアの事態を提訴した。ウクライナの主張は(1)アルバニア國境へのギリシアの派遣隊は、ギリシア政府の激勵によつて、アルバニアと武力衝突を行う明かな目的をもつて國境守備のアルバニア軍及び農民に發砲していること、(2)マセドニア、スレーズ及びサイプラスで少數民族を處刑していること、(3)このような事態を引き起す主要な原因は、ギリシアに英軍が在り、英軍の代表者が國內問題に直接干渉していること、である。このような事態は、(a)憲章第一條第二項の侵犯である。そして、(b)第三四條に該當する性質の第三五條一項の下における事態であるとした。この問題の解決案としてソ連、オランダ、米國及びポーランドの四個の案が提出されたが、いずれも否決せられ、この問題の審議は打切りとなつた。

ギリシアは米・ソ兩陣營の勢力の衝突している場所で、拒否權をもつ大國の利害が衝突する場合としては當然の結果といえる。

更に、同年一二月三日に總會へのギリシア代表は、アルバニア、ブルガリア及びユーゴスラヴィアの三隣接諸國が北部ギリシアのゲリラ部隊に與えている援助によつて惹起された北部ギリシアにおける事態について理事會の注意を促した。この事件のために調査委員會が設けられ、委員會は報告書を提出し、勸告案を作成した。米國、オーストラリア、ソ連、ポーランド等からの提案が検討せられたがいずれも否決せられ、九月一五日の理事會はギリシア問題を議事日程から削除することと決定し、この問題は總會に移された。總會では一九四七年一〇月二一日にバルカン特別委員會(Special Committee on the Balkans)を設けこの問題を研究し、總會はこの問題の解決に努力したが、一九五〇年に至り、ギリシアの國力回復とユーゴスラヴィアのソ連陣營からの離脱は、この問題を實質的に終焉せしめた(The Brookings Institution, Major Problems of United States Foreign Policy, 1951—1952, p. 366; International Organization, 1948, p. 294. 外務省「國際協力局第一課編「安全保障理事會の事業」一九四六年一月から一九五一年十二月まで」)。

(6) インドネシアとオランダとの問題

一九四七年七月三〇日にインドネシア問題が安全保障理事會に提訴せられた。印度は、憲章第三五條一項に基き、オランダによるインドネシア人民に對する大規模の軍事行動は憲章第三四條に規定する國際平和の維持を脅かすものであるとし、オーストラリアは「オランダとインドネシア間の軍隊の敵對行為は憲章第三九條の下における平和の破壊」であり、理事會は兩國政府に對し敵對行為を停止して一九四七年三月二五日に兩當事國間で調印せられたリンガジャティ (Linggajati) 協定一七條の規定に従つて仲裁裁判の開始を要請すべきであるとした。

理事會は八月一日を期して停戦するよう勧告し、この勧告の實施とインドネシアの情勢を監視するためにバタヴィアに駐在している米・英・佛・華・濠・白の六カ國の領事で構成せられる六カ國領事委員會を設けた。その後八月二五日の決議により三國周旋委員會 (Good Office Committee) が設けられた。委員國はベルギー、オーストラリア及び米國である。その後、更にこれに代るにインドネシア委員會 (United Nations Commission for Indonesia) が造り、この委員會の活動の結果、一九四九年五月にオランダ、インドネシア間に豫備協定が成立し、細目の協定がハーグの會議の結果締結されて、一九四九年の一月に主權がインドネシア共和國に移讓せられた (Major Problems of United States foreign Policy, 1961—1962, p. 377; International Organization, 1948, p. 297—299; 1948, p. 500—502; 1949, p. 87—88, p. 291—300, p. 499, p. 667—669; 1950, p. 106—110, p. 271—272)。

インドネシア問題は國際連合が調停者としての役割を演じて成功したものの一つである。インドネシアに關して直接に大國の利害關係の衝突がないために、大國が拒否權を行使しなかつたことが、その成功の重要な原因とみられる。

(7) コルフ海峡事件

一九四七年一月一〇日英國は、一九四六年一〇月にコルフ海峡で英國海軍の艦船及び人員が機雷によつて損傷を受けた事

件から生じた英國とアルバニアとの間の紛争について安全保障理事會の注意を促し、この事件に對するアルバニアの責任を追求した。この事件は一九四七年四月九日の理事會で、英國の提案に基き、國際司法裁判所に付託するよう勸告した。國際司法裁判所は、最初の事件としてこれを審理し、一九四九年四月九日に判決を下し、この事件は解決した (Chase, *The United Nations in Action*, 1950, p. 371—373; *International Organization*, 1948, p. 117—118, p. 346—348; 1949, p. 139—141, p. 334—337, p. 518—519)。

(8) エジプト問題

一九四七年七月八日附の書簡でエジプトは英國とエジプト間の紛争は憲章第三五條及び第三七條の下で審議せらるべき問題として安全保障理事會に提訴した。この問題は一九四七年八月五日から九月一〇日まで討議したが決定を見るに至らず、理事會上程の議題のリストの中に止め、いずれかの理事國又は當事者のいずれかの一方の要請があり次第審議を繼續することを決議した。従つて、解決せられないまま残された (*International Organization*, 1948, p. 87—90; 前掲、「安全保障理事會の事業」一八一—一九頁)。

(9) パレスチナ問題

一九二三年以來英國の委任統治下にあるパレスチナは委任統治の終了後に統治形態を定めるかについてアラブ、ユダヤの兩者はその主張を譲らず、英國政府は遂にこの問題を國際連合の解決に委ねた。この問題は總會で取上げられ、一九四七年の第二回定期總會は、一月二十九日にパレスチナをアラブ、ユダヤ二國に分割することを決定した。事務總長は、一九四七年十一月二十九日の總會の決議につき理事會の注意を促し、總會の計畫を實施するよう理事會に要請した。又この計畫の實施に關連してパレスチナで平和に對する脅威又は平和の破壊が起きた場合は、憲章第三九條及び第四一條に基いて行動するよう理事會に要請した。この紛争事件については國際連合は非常な努力を拂つたが、アラブとユダヤ間の戰鬥行爲は容

易に收らず、一九四九年に休戦協定が締結されたが、その後も危機を孕んでいた。一九五一年二月にイスラエル政府の着手したシリアとイスラエルの國境地方のフレ湖の埋立工事により再び小規模の武力衝突が起つたが、この埋立工事の中止を要求する決議案が五月一八日の理事會で採擇され、イスラエルがこの決議を受諾したので、この紛争は一應解決した。

パレスチナ問題は、國際連合が最も永く解決に努力した問題の一つであり、相當の成果を収めたといえる。ここにも大國間の積極的な抗争がなかつたことが注目されねばならぬ (International Organization, 1947, p. 489—491; 1948, p. 288—289, p. 306—311, p. 491—500; 1949, p. 91—98, p. 289—290, p. 301—302, p. 493—495, p. 666; 1950, p. 261—262, p. 272—273, p. 428—429, p. 617—618; 1951, p. 177—179, p. 333—334, p. 538—543, p. 737—741. 外務省調査局編「國際連合の歩み」二五二—二六三頁、Chase, op. cit. p. 137—164)。

(10) 印度、パキスタン問題

一九四八年一月一日附の書簡でインド代表は憲章第三五條の規定の下で、ジャム (Jammu) 及びカシミール (Kashmir) の事態の繼續は國際平和及び安全を脅かすものとして安全保障理事會の注意を促した。その理由は、(1) 印度の分割を實施した日から一カ月中にパキスタンの國境地方からの武装侵入軍がジャム及びカシミールに潜入し、この地方の支配者は印度に加入するかパキスタンにするか未だ決定していない。(2) トラック、小形兵器、自動車の輸送を裝備するパキスタン地方からの二千の不正規侵入軍は、スリナガル (Srinagar) まで侵入し、カシミールの警察隊を撃破して、解隊したので、ジャム及びカシミールの支配者は一九四七年一〇月二六日に印度政府に軍事的援助を訴え、そして印度への加入を要求した。(3) 印度政府は、カシミールが印度の構成員となるかパキスタンの構成員となるかの終局的な決定は人民投票によることを公式に聲明した後に、スリナガルの救援に向つた。(4) これ等の事實は、侵入者はパキスタンの國境を通ることを許され、作戰行動の基地としてパキスタンを使用し、パキスタンから軍需品を送り、パキスタンの士官によつて訓練され、積極的に援助されて

いる決定的な證據であるとした。

この問題の解決について理事會は非常な努力を拂つたが、難航を續け調停を續けているが未だ完全に解決をみるに至らな
し (International Organization, 1948, p. 299—305; Major Problems, p. 360—370)。

この問題には直接大國の利害關係の衝突はないが、印度とパキスタンの双方が互いに譲らず、解決が遷延せられている状態にある。

(1) チェッコ問題

一九四八年三月一〇日チェッコスロヴァキア代表 (政變前の政府の送つたもの) は事務總長に對し、チェッコスロヴァキアにおける二月二日の政變を導き、かつこれについて起つた事件について理事會の調査を要請した。事務總長は、この要請は加盟國政府の要請として取扱われないと決定したので、チリーが、三月一二日にチェッコスロヴァキア代表が國際平和及び安全の脅威であると申立てた事件を理事會が調査するよう要請した。この事件は背後にソ連が直接控えている事件であるから、ソ連が拒否權を行使する限り、理事會で解決困難であることは明瞭で、未解決のまま残されている (International Organization, 1948, p. 311—314. 前掲、「安全保障理事會の事業」三一—三二頁)。

(2) ハイデラバッド問題

一九四八年八月二一日ハイデラバッド政府は安全保障理事會議長に通告してハイデラバッドと印度間の紛争を憲章第三五條二項の下で理事會の注意を促した。そして、ハイデラバッドは大きな不安、侵略の脅威、經濟的封鎖に苦しめられていることを訴えた。

この問題にも直接大國の利害關係は含まれていないが、回教徒及びヒンズー教徒の宗教的な問題がからみ、當事國が頑強に自説を曲げないために理事會で難航している事件でもある (International Organization, 1949, p. 106—108; Chase, op. cit.

(13) ベルリン問題

一九四八年九月二九日にフランス、米國及び英國は「ソ連政府がドイツの西部占領地區とベルリン間の運輸及び通信に對し一方的に課した制限の結果として生じた重大な事態について理事會の審議を要請した。ソ連の行動は憲章第二條に基く義務に反し、かつ平和に對する脅威を生じたと述べた。

この事件は直接大國間の事件であつて、國際連合の機關で解決することは困難な事件である。ベルリンの事態を悪化するすべての事件を防止し、二個の條件を掲げてこれを占領國に要請する決議案が一〇月二二日に提出されたが、これはソ連及びウクライナの反對で否決せられ、理事會での解決は全く行き詰つてしまつた。

しかし、他方において、米・英・ソ・佛の占領四國の國連代表間に非公式の協議が行われ、ソ連政府との間に協定が成立したため、一應ベルリン封鎖の問題は小康を得たわけであるが、未解決の點があるので、理事會の議事日程中には残されている。

(14) 朝鮮問題

一九五〇年六月二五日、米國は事務總長に對して北鮮軍がこの日の早朝數カ所から南鮮に侵入したことを傳え、この北鮮の攻撃は平和の破壊及び侵略行爲を構成すること、かつ事態を處理するために即時安全保障理事會を開くことを要請した。理事會は同日開かれ、修正された米國の決議案がソ連代表が理事會に缺席したために採擇された。この決議案では、北鮮軍の侵入を平和の破壊であると決定し、敵對行爲の即時停止を要請し、且つ北鮮當局に武裝軍隊を三八度線まで撤退させるよう要請し、又すべての加盟國に對して、決議の條項を實施するに當つて、國際連合にあらゆる援助を供與し北鮮當局にはいかなる援助も與えないことを要請している。北鮮がこの決議に従わなかつたので、六月二七日の決議で、加盟國は南鮮に對し

武力攻撃を撃退しかつこの地域における國際平和及び安全を回復するために必要な援助を與えることを勧告した決議を採擇した。ここに始めて、國際連合による武力行使が行われることになつたのである。この武力の行使が一九五三年に休戦協定が結ばれるまで續いた。國際連合のこの行動は安全保障理事會にソ連が缺席した偶然の事實から實施されたことは明かな事實である〔安全保障理事會の事業〕三六一—四三頁、International Organization, 1950, p. 424—439)。

以上擧げた諸例は、國際連合が國際平和や安全に關する問題として取扱つたものの中で主なるものを概觀したに過ぎない。これによつてわかるように、或場合には平和維持機構としてこの任務を果した。最も顯著な例としては、インドネシア問題の如きはそれである。又或場合、殊に大國の利害が結ばれているような場合には、單に討議機關として働いたに過ぎない。チェッコスロヴァキア問題などはその一例である。前掲一四の事件の中で眞に國際連合の介入によつて解決に導かれた事件は、インドネシア問題と國際司法裁判所で審理せられたコルフ海峽事件の二つの事件であるといつてよい。他の問題は當事者が自發的に解決したか、或いは未解決のままになつている。國際連合の介入が問題を解決しなかつたが、好影響を與えたことは否定できないが、實際上の結果から考へるならば、國際連合は、平和を實現したというよりも、むしろ討議の機關として主に働いたとみるべきであらう。⁽³⁾

(3) Chase, The United Nations, 1950, p. 188—201.

四、結 語

國際連合が經驗した現在までの事實に基いて考へるならば、現在の憲章の規定では總會は國際平和や安全に關する總ての問題について討議し勧告することができるが、勧告が無視せられた場合には、そこに平和に對する脅威又は平和の破壊があ

るとして、第三九條による審議を安全保障理事會に要請することができ、理事會が平和に對する脅威があるとか或いは平和の破壊があることを決定しようとする場合には、既に大國の拒否權に逢着する。かりに、平和の破壊があるとか、平和に對する脅威があることが理事會によつて決定せられたとしても、次の段階で安全保障理事會が執る行爲、例えば、勸告を行うとか、又は第四一條或いは第四二條による強制措置を決定せんとする場合にも亦大國の拒否權という障礙に遭遇する。

理事會が第六章による紛争の平和的解決を企てる場合においても、當事國でない大國の拒否權の障礙があることは同様である。平和維持機構として國際連合が事實上活動した上述の事件で、一應の解決をみた事件は、いずれも大國が直接利害關係をもたない事件であるといえる。大國の利害と直接結ばれていたか、當事國が頑強に自説を固持するために國際連合が調停の役目を果し得ない場合もあるが、これはむしろ例外的な事件であつて、平和維持について、主要な役割を果す理事會の機能を癱痺させているのは實に大國の拒否權であることが實證されている。憲章の中から大國の拒否權を抹殺するように憲章の規定を修正する必要があるとの議論はしばしば聞くところであるが、現在の憲章の規定は、その當時の國際社會の實體を反映したものであり、國際連合成立後八九年を経た現在でも、國際社會の實狀は大きな變化がなく、大國一致の原則が否認せられねばならぬ事情が國際社會に發生したと認めることは困難であると考えられる。憲章第二七條第三項の規定を修正すべきか否かは意見の分れるところであらう。これを修正するとしても、いかに修正するべきかについては三つの場合が考えられる。第一は、大國から全面的に拒否權を奪う場合であつて、安全保障理事會の決議を多數決の方法で成立させるのである。第二は、大國に拒否權を認めるが、拒否權の行使を現在よりも制限する方法である。例えば、常任理事國の二國以上の反對がなければ拒否權を行使し得ない、というように修正する方法である。第三には、拒否權を行使し得る事項を制限することである。即ち、現在のように手續的事項以外の事項に關しては拒否權の行使を認める代りに、拒否權を行使し得る事項を制限するのである。第一の大國に對する拒否權の全面的否認は、實現性の殆んどない議論である。大國の政治的及び經濟的優

位、即ち大國の實力的背景の下に國際連合なる組織は存在するのであつて、大國と小國との區別なく、總て多數決の方法を採用するとき、多數國を糾合する場合には常に決議を有利に成立せしめることができる結果となる。例えば、世界が米・ソ二陣營に分れていてとして、米國側に屬する國家が多數であるために、ソ連側は常に理事會で敗れ、安全保障理事會の決議は、常に米國の主張が通るといふことになる。その結果、ソ連側は自己の意思に反し強制措置にも參加せねばならないし、その強制措置は或場合には自己の衛星國に對し加えられるというような場合も想像できる。このような事情の下において、果して大國は國際連合の一員として止つてゐるであらうか。

次に、拒否權行使の條件を困難にする方法、即ち、現在のように、大國が單獨に拒否權を行使できる方法を修正して、例えば、二國以上の大國の反對がある場合に決議を不成立にするというような方法に修正すべきであらうか。この方法は理論的に不可とすべきではないが、現實の問題として、中共が國際連合に代表者を送つていない現在では、ソ連側に屬する大國は、ソ連以外にはない。二大國が共同で反對しなければ、拒否權を行使できないとすれば、ソ連は事實上拒否權を行使できないことになる。このような修正にソ連が賛成するとは想像できない。

第三の方法、即ち、拒否權の行使を認める事項を制限する方法は、或程度實現の可能性がある方法ではないかと考えられるが、實體的事項の中で、いかなる事項について拒否權の行使を認めないかという點について容易に意見が一致しないであらう。

大國の拒否權が國際連合の平和機構としての活動を阻害していることが明かであるとしても、大國一致の原則が國際平和を實現する根本的な要請である限り、大國の拒否權を認めないわけにゆかぬ。憲章の規定は大國の拒否權を認めているのであるから、大國が或場合は拒否權を行使して安全保障理事會の決議を不成立ならしめることは、憲章の規定そのものより明かなことである。このことは、國際連合の機構上當然豫期し得ることである。ただ豫期に反したことがあるとすれば、それ

は餘りにもしばしば大國が拒否權を行使して、安全保障理事會の決議を不成立ならしめたといふことである。大國の拒否權を認めながら、たびたび拒否權を行使するといふ理由でその行使を制限又は否認しようとすることは、大國一致の原則の破棄又は制限である。この原則を放棄することは、國際連合の世界性を放棄することになるであらう。國際連合の發足した當時と現在との間に、大國一致の原則を放棄しなければならぬような國際事情の變化があるとは考えられない。もし國際連合が世界性を維持しようと欲するならば、大國一致の原則は堅持せねばならぬ。もし、大國の一致があるならば、第七章の強制措置を執ることも可能であり、國際連合は國際平和の實現に有力な機能を發揮することになるのであるが、現在のうちに、世界が幾つかの對立する陣營に分れている場合には、大國が一致の行動を執つて強制措置を執り得るような場合は殆んど考えられない。このために、國際連合は強制措置を執るよりも、むしろ仲介者、調停者として行動すべきであると主張するような意見が生まれる。⁽⁴⁾この考え方は、國際社會の現狀に重點をおいたものである。現狀では強制措置を執ることを困難又は不可能にしているが、この現狀は平和機構としての國際連合の機構上當然のことであり、憲章の修正が實現せられるためには、憲章第一〇八條の障礙が横たわつている。この點を考え合せるならば、國際連合は仲介者又は調停者として行動すべきであるといふ説にも充分の理由がある。⁽⁵⁾

(4) Goodrich, *The United Nations and the Korean War*, p. 110; Chase, *op. cit.* p. 377.

(5) 安全保障理事會の機能の痲痺による國際連合の平和機構としての機能喪失を避けるために、一九五二年一月三日に總會で採擇された *Uniting for Peace* の決議については別稿で論ずることにする。